

放射性同位元素等規制法について

令和4年2月1日

原子力規制庁
放射線規制部門

放射性同位元素等規制法（RI法）の対象範囲（1 / 2）

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定放射性同位元素」とは、放射性同位元素であつて、その放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。

5 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年法律第259号）

（放射性同位元素）

第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。第二十条の三第二号及び第二十条の四第一号を除き、以下「法」という。）第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及びその原料又は材料であつて同法第十三条第一項の許可を受けた製造所に存するもの
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（次号において「病院等」という。）において行われる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物
- 四 前二号に規定するもののほか、陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いられる薬物その他の治療又は診断のために医療を受ける者又は獣医療を受ける獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第一項に規定する飼育動物に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う病院等又は同条第二項に規定する診療施設において調剤されるもののうち、原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するもの
- 五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第四項に規定する医療機器で、原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの

放射性同位元素等規制法（RI法）の対象範囲（2 / 2）

原子力基本法（昭和30年政令第186号）

（定義）

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「原子力」（略）
- 二 「核燃料物質」（略）
- 三 「核原料物質」（略）
- 四 「原子炉」（略）
- 五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和32年政令第325号）

（核燃料物質）

第一条 （略）

（核原料物質）

第二条 （略）

（原子炉）

第三条 （略）

（放射線）

第四条 原子力基本法第三条第五号の放射線は、次に掲げる電磁波又は粒子線とする。

- 一 アルファ線、重陽子線、陽子線その他の重荷電粒子線及びベータ線
- 二 中性子線
- 三 ガンマ線及び特性エックス線（軌道電子捕獲に伴つて発生する特性エックス線に限る。）
- 四 一メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線及びエックス線

◆ 特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化（セキュリティ対策の要求）（令和元年9月）

- ✓ IAEAの放射性同位元素に係るセキュリティ勧告を踏まえ、悪意ある者が特定放射性同位元素を盗取して悪用することを防止するために、特定放射性同位元素の防護措置(セキュリティ対策)を法律で義務づけ。
- ✓ 法目的に「放射線障害の防止」に加え「特定放射性同位元素の防護(セキュリティ対策)」を追加。また、法律名を「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」から「放射性同位元素等の規制に関する法律」に変更。

◆ 「事業者責務」の明確化（平成30年4月）

- ✓ IAEA基本安全原則の「原則1：安全に対する責任」（「安全のための一義的な責任は放射線リスクを生じる施設と活動に責任を負う個人または組織が負わなければならない」）を踏まえ、諸外国においては、IAEA基本安全原則に基づき事業者責任を明示しており、法律条文に追加。
- ✓ 事象(漏洩等)の背景として、安全に対する意識の低下のほか、安全確保に係る組織・人といったリソース配分の不足・軽視が挙げられており、放射線取扱主任者のみならず、マネジメント層の積極的な関与が不可欠であること、事業者が個別の条文に規定されている規制要求への対応だけでなく、RI等に係る安全性をより一層高めていくための更なる自発的な取組を講じる責務を有することを明確化。

◆ RI法における「廃棄の特例」（平成30年4月）

- ✓ RI法規制下の放射性汚染物等について、原子炉等規制法下の廃棄事業者にて処理処分できるようにするため、核燃料物質による汚染物とみなすことの規定を追加。